

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置対象有資格業者

番号	業者名	住所
①	(株)富士通ゼネラル	神奈川県川崎市高津区末長 3-3-17
②	日本電気(株)	東京都港区芝 5-7-1
③	沖電気工業(株)	東京都港区虎ノ門 1-7-12
④	日本無線(株)	東京都中野区中野 4-10-1
⑤	(株)日立国際電気	東京都港区西新橋 2-15-12

2. 指名停止の期間

①の業者	平成29年2月20日	から	平成29年6月19日	4ヵ月
②③の業者	平成29年2月20日	から	平成29年4月19日	2ヵ月
④⑤の業者	平成29年2月20日	から	平成29年3月19日	1ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、全国の市町村等が発注する、特定消防救急デジタル無線機器の納入について、消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、平成29年2月2日、(株)富士通ゼネラル外4社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局(港湾空港関係)所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号に該当する。

また、①④⑤の業者は、前記措置要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当し、②③の業者は、前記措置要領を準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

○指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

- 総務部契約課長 入江正利 (内線2511)
- 総務部経理調達課長 中野靖久 (内線6311)
- 総務部契約課長補佐 杉浦敏樹 (内線2512)